

薬剤師の再教育及び行政処分の在り方等について

平成19年7月

薬剤師の行政処分の在り方等に関する検討会

目 次

はじめに	1
I 薬剤師の行政処分及び再教育研修制度の概要	
1. 薬剤師の行政処分の類型	3
2. 行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修	3
II 再教育研修の在り方について	
1. 再教育研修の目的	5
2. 再教育研修の内容	5
(1) 再教育研修の内容と行政処分の種類	5
(2) 倫理の保持に関する再教育研修の内容	8
(3) 知識・技能に関する再教育研修の内容	11
3. 再教育研修の対象者とその研修の内容	13
(1) 職業倫理の欠如によって処分を受けた者	14
(2) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者	14
4. 再教育研修の提供者	15
(1) 全般的事項	15
(2) 個別研修における提供者（個別指導者）	15
5. 再教育研修の修了評価	17
(1) 倫理の保持に関する研修	17
(2) 知識・技能に関する研修	18
6. 再教育研修の実施上の留意点	19
(1) 再教育研修にかかる費用	19
(2) 再教育研修修了後の薬剤師名簿への登録	19

Ⅲ 薬剤師の行政処分の在り方について

1. 行政処分の類型とその適用基準について	20
（1）戒告処分の場合	20
（2）業務停止処分の場合	20
（3）免許取消し処分の場合	21
（4）適用基準の明確化に向けた留意点	21

Ⅳ その他の事項

1. 行政処分回避のための免許自主返納への対処	22
2. 再免許に係る手続の整備	22
3. 行政処分に関する情報の提供	23
（1）基本的考え方	23
（2）薬剤師名簿への登録と情報提供の期間	23
（3）情報提供のための体制整備	24
4. 国民による薬剤師資格の確認	25
（1）基本的考え方	25
（2）確認方法及び留意点など	25
5. 医道審議会における厳格な審議及び運営体制	26
おわりに	28
別紙 薬剤師の行政処分に関する考え方	29

薬剤師の行政処分の在り方等に関する検討会開催状況

薬剤師の行政処分の在り方等に関する検討会構成員

はじめに

薬剤師は、医療法第1条の4の規定において、医療の担い手として位置付けられており、医療の基本理念（医療法第1条の2）に基づき、医療を受ける者に対して、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならないとされている。

また、薬剤師は、薬剤師法第1条の規定により、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する任務を負っている。

（参考）医療法（医療の基本理念）

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

このように薬剤師は、国民に対して質の高い医療を安全に提供するとともに、広く薬事衛生をつかさどる者として、社会に対する責任を負っているが、近年の医療技術の高度化・複雑化や国民の医療の質及び安全に対する関心の高まりなどに伴って、薬剤師の資質のさらなる向上が強く求められている。

このうち、薬剤師の卒前教育については、平成18年4月から薬学の教育年限が4年から6年に延長され、病院及び薬局における実務実習が充実される等、医療の担い手として相応しい質の高い薬剤師の輩出に向けた体制が整備されてきている。また、卒後研修についても、薬剤師自らが教材を用いて

行う自己研修、講義研修、実務研修のほか、がん化学療法などの専門領域に係る研修認定制度や、薬学生を実務実習生として病院・薬局に受け入れる指導薬剤師を養成するための研修認定制度など、薬剤師が生涯にわたって研鑽することが可能な環境整備が進んできている。

一方で、業務停止処分などの行政処分を受けた薬剤師が、業務停止期間を過ぎれば特段の条件なく業務に復帰することができる仕組みでは、国民の信頼や安全・安心を確保することは難しく、また、行政処分のみでは反省や適切な業務の実施が期待できない場合がある等といった問題点があると考えられていた。

このため厚生労働省では、薬剤師のみならず、医師、歯科医師並びに保健師、助産師及び看護師における行政処分及び再教育に係る制度改革に取り組むこととし、平成18年第164回国会において、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は同年6月14日に可決成立し、平成18年6月21日法律第84号として公布されたところである。

これにより、薬剤師の行政処分及び再教育制度については平成20年4月1日に施行されることとなり、施行に向けて、再教育研修の実施方法及び再教育研修の修了手続等の具体化を図る必要があった。

これらを踏まえ、本検討会では、行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修及び行政処分の在り方等について精力的に検討を行ったので、その結果を以下の通り報告する。

I 薬剤師の行政処分及び再教育研修制度の概要

1. 薬剤師の行政処分の類型

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第8条において、厚生労働大臣が、法第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師として品位を損するような行為があった場合に行うことができる処分は、①戒告、②3年以内の業務の停止、③免許の取消し、となっている。

（参考）薬剤師法第5条

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

厚生労働大臣が、行政処分を行うに当たっては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならないこととされている。そのうち、免許取消し処分をしようとする場合にあっては、自ら聴聞を行う又は都道府県知事に対して当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求める等、所定の手順を経る必要がある。また、業務の停止を命じる場合には、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を都道府県知事に対して求める等の所定の手順を経ることが求められている。

2. 行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修

厚生労働大臣は、法第8条の2の規定により、戒告又は3年以内の業務の停止の処分を受けた薬剤師、又は免許取消し処分を受けた後に再免許を受けようとする者に対して、再教育研修を受けるよう命ずることができることとされている。

この再教育研修は、薬剤師としての倫理の保持及び薬剤師として必要な知識・技能に関する研修として規定され、再教育研修の修了後、申請により、厚生労働大臣は再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録することとされている。

また、厚生労働大臣による再教育研修の命令に違反して、再教育研修を受けなかった者に対しては、法第32条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処することとされている。この罰則規定は、厚生労働大臣に付与されている調査の権限に関し、陳述や報告をしない者、虚偽の陳述や報告をした者、物件を提出しない者、及び検査を拒み、妨げ、忌避した者に対しても適用される。

さらに、再教育研修を修了しない場合にあつては、薬事法第7条の規定において、当該薬剤師は薬局の管理者にはなれないこととされ、この規定は同法第27条においても準用されている。

Ⅱ 再教育研修の在り方について

1. 再教育研修の目的

再教育研修は、薬剤師法第8条の2の規定に基づき、行政処分を受けた薬剤師又は再免許を受けようとする者に対して行われるものであり、その内容としては、薬剤師としての倫理の保持に関する研修及び薬剤師として必要な知識・技能に関する研修に大別される。

行政処分を課すことにより被処分者である薬剤師に対して、その原因となった行為に関する反省を促し、あらためて資格者としての社会的責任を求めることにより、被処分者に対する再教育研修は、国民への安全な医療の提供等、薬剤師が果たすべき任務の適正な実行に導くことを目的としている。

また、被処分者にとっては、薬剤師としての倫理及び知識・技能に関して、自らを見つめ直す機会として捉えることができ、再教育研修の修了をもって、薬剤師としての社会的責任を果たすことができる水準まで自らが到達したことを示すものとなる。

さらに、国民からみれば、再教育研修の実施とその修了により、被処分者が薬剤師として求められる倫理及び知識・技能を備えていること、又は修得したことを確認する手段でもある。

2. 再教育研修の内容

再教育研修の内容は、法第8条の2第1項の規定に基づき、

- ・ 薬剤師としての倫理の保持
- ・ 薬剤師として必要な知識及び技能

に関する研修として定められている。

(1) 再教育研修の内容と行政処分の種類

一般に、再教育研修の内容は、被処分者が当該研修を受講することとな

った原因である行政処分の内容やその理由によって異なるものと考えられる。

改正薬剤師法では3つの行政処分の類型が設定されており、順に、「戒告」、「3年以内の業務の停止」、「免許の取消し」となっているが、行政処分の内容は、処分の原因となる行為の悪質性の程度に依存するものである。

そのため、それぞれの類型に対応した再教育研修については、行政処分の内容の軽重を勘案してプログラムが構成される必要がある。

このうち「3年以内の業務の停止」について、業務停止の期間が1年以内の場合とそれ以上の場合とを比較すると、後者の場合には1年以上実務から遠ざかることとなるため、業務再開後の現場において問題が生じないよう、直接の処分内容にかかわらず、知識・技能に関する再教育研修が必要と考えられる。

そのため、3年以内の業務停止処分については、再教育研修の内容にあわせて、業務停止期間が1年未満の場合と1年以上の場合とに分けることが適当である。

したがって、再教育研修は、行政処分を以下の4つに分けて行うことが適当である。

- ア 戒告
- イ 1年未満の業務停止
- ウ 1年以上3年以内の業務停止
- エ 免許取消し

また、行政処分に至った理由（要因）については、行政処分の違いにかかわらず、「職業倫理の欠如」と「知識・技能の欠如」があり、それぞれに該当する行為としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 「職業倫理の欠如」は、薬剤師の資格を業務上利用する等によって何らかの罪となる行為を犯した場合と、薬剤師に限らず一般に犯し得る行為に至った場合が該当し、そのいずれの場合であっても、薬剤師という国家資格を有する者がもつべき倫理（職業倫理）が欠けていたことが要因となっているものである。

- ・ 「知識・技能の欠如」は、薬剤師の業務上の行為を通じて発生した医療事故や過失・過誤等につながった場合が該当し、薬剤師としての任務を果たすために有するべき知識・技能が欠けていたことが要因となっているものである。

職業倫理の欠如による行政処分を受けた場合にあっては、倫理の保持に関する研修を求め、知識・技能の欠如による行政処分の場合にあっては、知識・技能に関する研修を求めることを基本とするが、後者の場合にはそれに加えて倫理の保持に関する研修を求めることが適当である。また、前述の通り、1年以上の業務停止等の場合にあっては、直接の処分内容にかかわらず長期間実務から遠ざかるため、知識・技能に関する研修を求めることが適当である。

以上により、行政処分の種類にあわせて、再教育研修の内容を整理すると、以下のとおりとなる。

ア 戒告

- ・ 職業倫理の欠如による場合： 倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合： 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

イ 1年未満の業務停止

- ・ 職業倫理の欠如による場合： 倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合： 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

ウ 1年以上3年以内の業務停止

- ・ 職業倫理の欠如による場合： 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合： 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

エ 免許取消し

- ・ 職業倫理の欠如による場合： 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合： 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

(2) 倫理の保持に関する再教育研修の内容

薬剤師としての倫理の保持に関する研修については、①集合研修、②課題研修を中心とする。

また、1年以上3年以内の業務停止や免許取消しの行政処分を受けた者に対しては、知識・技能に関する研修とあわせて、特定の指導者（個別指導者）の下で、③個別研修を行うことが適当である。

なお、必要に応じて、社会奉仕活動、心身の鍛練、読書、執筆等を実施することにより、自省と自己洞察を行うことが望ましく、また、必要に応じて、医師の再教育研修等との連携により、他職種間の交流を図ることも効果的である。

①集合研修

集合研修は、被処分者が教育的講座を受講する形態のものであり、そのプログラムは行政処分の要因となった直接的な行為のみならず、他の要因による再発を防止する観点から、倫理の保持に関する研修として想定しうる内容を包括的に網羅したものとすることが適当である。

具体的には、法令遵守、職業倫理、薬剤師としての理念、患者の立場からみて相応しい行動・接遇などが挙げられる。

倫理の保持に関する集合研修は、戒告処分を受けた者から免許取消し処分を受けた後に再免許を受けようとする者まで、全ての被処分者に対して行われることが適当である。

②課題研修

被処分者に対して倫理の保持に関する研修を命ずるにあたっては、処分の軽重によっては、集合研修を通じた教育的講座のみでは再教育研修の効果が十分ではない場合が考えられる。

被処分者がより重い行政処分を受けた場合にあっては、集合研修に加えて、少人数で特定の課題に対する洞察を深めることを目的として、スモール・グループ・ディスカッション（SGD）形式の課題研修を行うことが適当である。

課題研修のプログラムについては、法令遵守をはじめとする集合研修の内容のほか、行政処分を受けた事例の提示や、患者団体・医療事故の被害者等からの経験談などで構成することが効果的である。

SGD 形式の課題研修を行うにあたっては、SGD を先導する立場の者（チューター）を配置する必要がある。チューターの選定は、SGD の実効性及び均質性が確保されるよう、チューターとしての経験等に基づいて適切に行われる必要があり、SGD においては、課題研修の進行スケジュールを含めたプログラム全体に関与させることが適当である。

また、今後の行政処分件数の動向も踏まえつつ、受講者数の状況などに応じて、被処分者以外の者の参加を募るほか、本再教育研修と同じ SGD 形式を採用している他の研修プログラムとの連携を図るなど、適切な対応をとる必要がある。

さらに、SGD 形式の課題研修は、被処分者同士がグループを形成することにより実効性が高まることから、被処分者が一定数以上参加することが適当であるが、必ずしも行政処分に至った理由等が同一の被処分者ばかりでグループを構成するとは限らないため、実施にあたっては、SGD に参加する被処分者に共通する課題選択に努めることが望ましい。

③個別研修

倫理の保持に関する研修が個別研修として行われる場合は、処分の理由にかかわらず、1年以上3年以内の業務停止処分を受けた場合及び免許取消し処分を受けた後に再免許を受けようとする場合であることから、処分によって長期にわたり業務から遠ざかっていることも念頭に、特定の指導者（個別指導者）の下で、個別研修を行うことが適当である。

個別研修を行う場合にあっては、倫理の保持に関する研修のほか、知

識・技能に関する研修も命じられるため、あらかじめ知識・技能に関する研修と連動したかたちでプログラムが構築されることが望ましい。

個別研修のプログラムについては、法令遵守をはじめとする集合研修の内容のほか、課題研修として行われる行政処分を受けた事例の提示や患者団体・医療事故の被害者等からの経験談など、行政処分に至った理由等に基づいて適切に策定されることが適当である。

④ 研修期間

倫理の保持に関する研修の期間については、医師等に対する場合も念頭に置きつつ、概ね次のとおりとすることが適当である。

- ・ 集合研修： 1日相当
- ・ 課題研修： 1日相当
- ・ 個別研修： 30日（知識・技能に関する研修を含む。）

なお、制度施行後においては、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、研修プログラムの内容の見直しとともに、研修期間についてもより適切なものとしていく必要がある。

⑤ 研修プログラムの策定

倫理の保持に関する研修の具体的なプログラムの策定については、再教育研修の実施主体である国において行われるものであり、再教育研修の実効が上がる内容とする必要がある。

そのため、研修プログラムについては、これまで薬剤師に対する各種研修プログラムを実施してきた関係団体や法人などの助言・協力を受けながら策定することが適当であり、そのうち個別研修については、個別指導者との連携を図りつつ策定することが適当である。

また、医師等における研修プログラムについても、できるかぎり活用を図ることが望ましい。

なお、研修期間と同様に、研修プログラムについても、制度施行後において、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、プログラムをより適切なものとしていく必要がある。

(3) 知識・技能に関する再教育研修の内容

薬剤師として必要な知識・技能に関する研修については、①集合研修として、教育的講座を受講することにより知識等の修得に努めるとともに、②個別研修として、実践的な知識・技能を実務研修又は演習を通じて修得することが適当である。

知識及び技能に関する研修については、以下の2つの場合が対象になると考えられる。

- ・ 被処分者の知識や技能の欠如に起因する特定の行為に対して行政処分が行われている場合
- ・ 行政処分の理由にかかわらず、「1年以上3年以内の業務停止」又は「免許取消し」の行政処分によって、長期間実務から遠ざかっている場合

①集合研修

知識・技能に関する集合研修は、倫理の保持に関する研修と同様、被処分者が教育的講座を受講する形態のものであり、被処分者による特定の行為が要因となり、医療事故につながった場合を想定すれば、そのプログラムは、医療事故の防止対策や医療の安全管理に関する内容とすることが適当である。

また、行政処分により、長期間実務から遠ざかっている場合等における集合研修にあっては、行政処分の要因となった直接的な行為のみならず、業務停止処分後の業務の再開に向けて必要となる内容を包括的に網羅したものとすることが適当である。

研修プログラムについては、通常、薬剤師が生涯研修の一環として受講している一般業務や専門領域における業務に係るプログラムなどを活用することが可能と考えられる。

②個別研修

知識・技能に関する個別研修は、倫理の保持に関する研修と同様、特定の指導者（個別指導者）の下で、実務研修又は演習を通じて、知識・技術を修得する形態のものである。

個別研修のプログラムについては、個別研修が自らの知識・技能の欠如を要因とする行政処分を受けた場合のほか、職業倫理の欠如によって行政処分を受けた結果として、長期間実務から遠ざかっている場合にも適用されるものであることから、行政処分に至った理由等に関連する実務のほか、薬剤師が行う実務全般におよぶ内容で構成されていることが適当である。

また、知識・技能に関する個別研修は、倫理の保持に関する研修と連動したかたちで行われるため、あらかじめ両方のプログラムから構成されている必要がある。

③研修期間

知識・技能に関する研修の期間については、倫理の保持に関する研修の場合や、薬系大学及び各卒後研修機関などで行われている実務研修の実施状況などを念頭に置きつつ、概ね次のとおりとすることが適当である。

- ・ 集合研修： 1日相当
- ・ 個別研修： 20日（1年未満の業務停止の場合）
30日（倫理の保持に関する研修を含む。）

なお、制度施行後においては、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、研修プログラムの内容の見直しとともに、研修期間についてもより適切なものとし

ていく必要がある。

④研修プログラムの策定

知識・技能に関する研修の具体的なプログラムの策定については、再教育研修の実施主体である国において行われるものであり、再教育研修の実効が上がる内容とする必要がある。

そのため、研修プログラムについては、これまで薬剤師に対する実務研修プログラムを実施してきた関係団体、法人、施設のほか、薬学教育において薬学生を対象に演習を実施してきた学校法人などの助言・協力を受けながら策定することが適当であり、そのうち個別研修においては、個別指導者との連携を図りつつ策定することが適当である。

なお、研修期間と同様に、研修プログラムについても、制度施行後において、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、プログラムをより適切なものとしていく必要がある。

3. 再教育研修の対象者とその研修の内容

行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修は、行政処分終了後にあらためて薬剤師免許を有する資格者として業務に従事することを前提に行われるものである。

したがって、再教育研修は、行政処分の類型にそって厳格に適用され、再教育研修を修了し、所定の手続を終えた時点においては、行政処分の要因となった直接的な行為のみならず、薬剤師としての相応しさを取り戻すことを可能とする内容である必要がある。

今回の検討においては、倫理の保持に関する研修及び知識・技能に関する研修について、集合研修、課題研修及び個別研修の3つの形態を示したが、これらをそれぞれ行政処分の類型にそって、①職業倫理の欠如によっ

て処分を受けた者と、②知識・技能の欠如によって処分を受けた者に対して、以下のとおり課すことが適当である。

(1) 職業倫理の欠如によって処分を受けた者

① 戒告	集合研修 (倫理)	1日相当
② 1年未満の業務停止	集合研修 (倫理)	1日相当
	課題研修 (倫理)	1日相当
③ 1年以上3年以内の業務停止	集合研修 (倫理)	1日相当
	集合研修 (技能)	1日相当
	個別研修 (倫理・技能)	30日
④ 免許取消し (再免許申請時)	③と同じ	

(2) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者

① 戒告	集合研修 (倫理)	1日相当
	集合研修 (技能)	1日相当
② 1年未満の業務停止	集合研修 (倫理)	1日相当
	集合研修 (技能)	1日相当
	個別研修 (技能)	20日
③ 1年以上3年以内の業務停止	集合研修 (倫理)	1日相当
	集合研修 (技能)	1日相当
	個別研修 (倫理・技能)	30日
④ 免許取消し (再免許申請時)	③と同じ	

4. 再教育研修の提供者

(1) 全般的事項

再教育研修は、国が主体となって選定した提供者によって行われるが、その候補としては、倫理の保持に関する研修の場合は、医師に対する場合などと同様、医療関係団体に限定することなく、社会奉仕団体、公益団体、学校法人等の組織・個人が想定され、知識・技能に関する研修の場合は、これまで卒業研修に実績をもつ施設、公益法人、学校法人等が想定される。

また、個別研修における被処分者に対する直接的な指導等については、個別指導者が行うことが適当であり、そのうち、知識・技能に関する個別研修については、専門的知識や技能のみならず、指導者として相応しい指導方法と評価方法を修得している薬剤師が個別指導者としてあたるのが適当である。

なお、課題研修におけるチューターについては、個別指導者とは異なり、被処分者が SGD での課題に対して、率先してディスカッションに加わるよう働きかけるとともに、SGD を先導する役割を担うことが求められる。

そのためチューターは、これらの経験等を持ち、円滑に実行できる者がその任に当たることが適当である。

(2) 個別研修における提供者（個別指導者）

① 個別指導者に関する考え方

倫理の保持に関する研修のうち、1年以上3年以内の業務停止処分を受けた者などに対して、個別研修を行う場合、被処分者を指導・監督する個別指導者の配置が必要であり、薬剤師をはじめとする医療に関わる者であることが望ましい。

知識・技能に関する研修においても、個別研修を行う場合にあっては、個別指導者が必要であり、原則、薬剤師としての専門的知識や技術のみならず、指導者として相応しい指導方法と評価方法を修得している薬剤

師であることが望ましい。

また、個別指導者の包括的な指導・監督の下、実務研修又は演習を行う場合、個別指導者とは別に、実務研修又は演習を行う施設において被処分者を直接的に指導する立場として、薬学生の実務実習を指導する認定実務実習指導薬剤師を配置することが望ましい。

さらに、特定領域に係る研修を行う場合にあっては、当該領域において専門的知識・技能を有する専門薬剤師の活用も可能と考える。

②個別指導者の要件

個別指導者については、被処分者に命じられた再教育研修を担う者であることから、公正かつ適正な資質を有することが、被処分者に対する再教育研修の効果を最大限のものとするばかりでなく、再教育研修の質を確保する観点からも重要である。

したがって、個別指導者の要件については、以下のとおりとすることが適当である。

- ア 薬剤師免許取得後5年以上経過している者
- イ 薬剤師の生涯研修の一環として行われる実務研修又は薬学生を対象とした実務実習のいずれかにおいて、継続的に指導者としての経験を有する者

また、医師等の再教育研修を担う助言指導者についても、倫理の保持に関する研修における個別指導者になり得るものとする。

③個別指導者の養成

個別指導者の養成にあたっては、倫理の保持に関する研修及び知識・技能に関する研修それぞれについて、標準的な養成カリキュラム又は基本方針等が策定されることが望ましい。

養成カリキュラム又は基本方針等については、個別指導者の要件が満